

# 甘楽富岡地域定住自立圏の形成に関する協定書

富岡市・南牧村

甘楽富岡地域定住自立圏の形成に関する協定書

富岡市（以下「甲」という。）と南牧村（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定するものをいう。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携を図りながら、圏域に必要な都市機能及び生活機能を確保し、安心して暮らせる定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担し、連携を図るものとする。

（連携する取組の分野及び内容並びに甲乙の役割）

第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野は、次に掲げるものとし、その取組の内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務執行に当たっての連携及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、事務の執行に当たるものとする。

- 2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続及び人員の確保に係る負担並びに前項に規定する費用の負担については、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、協議の上、これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

（協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

- 2 前項の規定による通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。
- 3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

（疑義の解決）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の規定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を

保有する。

令和3年6月28日

群馬県富岡市富岡1460番地1

甲 富岡市

富岡市長

榎本 義法

群馬県甘楽郡南牧村大字大日向1098番地

乙 南牧村

南牧村長

長谷川 最定

別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

(1) 医療体制の充実

取組内容	圏域内の住民が安心して暮らすことができるよう、医療体制及び医療環境の充実を図るため、医師会等の関係機関と連携して事業に取り組む。
甲の役割	甲は、乙と連携し、地域医療体制の充実に必要な事業及び支援を行う。
乙の役割	乙は、甲と連携し、地域医療体制の充実に必要な事業及び支援を行う。

2 福祉

(1) 地域福祉の充実

取組内容	圏域内の住民が地域でいきいきと安心して暮らすことができるよう、地域福祉の充実を図るため、甲及び乙が連携して事業に取り組む。
甲の役割	甲は、乙と連携し、地域福祉の充実に必要な事業及び支援を行う。
乙の役割	乙は、甲と連携し、地域福祉の充実に必要な事業及び支援を行う。

(2) 高齢者福祉及び介護保険の充実

取組内容	圏域内の住民が健やかに安心して暮らし続けられるよう、高齢者福祉及び介護保険の充実を図るため、甲及び乙が連携して事業に取り組む。
甲の役割	甲は、乙と連携し、高齢者福祉及び介護保険の充実に必要な事業及び支援を行う。
乙の役割	乙は、甲と連携し、高齢者福祉及び介護保険の充実に必要な事業及び支援を行う。

(3) 子育て支援の充実

取組内容	圏域内の住民が安心して子育てできる環境を整備するとともに、子育て支援の充実を図るため、甲及び乙が連携して事業に取り組む。
甲の役割	甲は、乙と連携し、圏域内の子育て支援の充実に必要な事業及び支援を行う。
乙の役割	乙は、甲と連携し、圏域内の子育て支援の充実に必要な事業及び支援を行う。

3 教育

(1) 教育環境の充実

取組内容	圏域内の児童生徒、教職員等が相互に協力し、学校教育の推進及び教育環境の充実を図るため、甲及び乙が連携して事業に取り組む。
甲の役割	甲は、乙と連携し、圏域内の学校教育の推進及び教育環境の充実のため、維持、整備等に必要な事業及び支援を行う。
乙の役割	乙は、甲と連携し、圏域内の学校教育の推進及び教育環境の充実のため、維持、整備等に必要な事業及び支援を行う。

(2) 体育施設の利用促進

取組内容	体育施設の利用を促進するため、甲及び乙が連携して事業に取り組む。
甲の役割	甲は、乙と連携し、体育施設の利用促進に必要な事業を行う。

乙の役割	乙は、甲と連携し、体育施設の利用促進に必要な事業を行う。
------	------------------------------

(3) スポーツ振興の推進

取組内容	圏域内のスポーツ振興を図るため、甲及び乙が連携してスポーツイベント、スポーツ教室等のスポーツ活動を促進するための事業に取り組む。
甲の役割	甲は、乙と連携し、スポーツイベント等の情報共有、相互参加等に必要な事業及び支援を行う。
乙の役割	乙は、甲と連携し、スポーツイベント等の情報共有、相互参加等に必要な事業及び支援を行う。

(4) 生涯学習の推進

取組内容	圏域内の住民の多様化及び高度化する生涯学習へのニーズ並びに社会の変化に対応した学習機会を提供するため、甲及び乙が連携して生涯学習施設等を活用した事業の情報共有及び相互参加に取り組む。
甲の役割	甲は、乙と連携し、圏域内の講座、講演会等の情報を共有し、相互参加に必要な事業及び支援を行う。
乙の役割	乙は、甲と連携し、圏域内の講座、講演会等の情報を共有し、相互参加に必要な事業及び支援を行う。

4 産業振興

(1) 広域観光連携

取組内容	多様化する旅行者のニーズ及び行動範囲の広域化に対応するため、甲及び乙が広域連携の利点を生かした事業に取り組む。
甲の役割	甲は、乙と連携し、圏域内の広域観光連携に必要な事業を行う。
乙の役割	乙は、甲と連携し、圏域内の広域観光連携に必要な事業を行う。

5 生活環境

(1) 上水道事業における緊急時相互応援

取組内容	災害等の緊急事案が発生した場合、応援給水を行うため、甲及び乙が連携して事業に取り組む。
甲の役割	甲は、乙と連携し、災害等により水道水の供給が不能となった場合、応援給水に必要な事業及び支援を行う。
乙の役割	乙は、甲と連携し、災害等により水道水の供給が不能となった場合、応援給水に必要な事業及び支援を行う。

別表第2（第3条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

(1) 地域公共交通の維持及び整備

取組内容	交通ネットワークを強化し、圏域住民の交通手段を維持するため、鉄道、乗合タクシー等の公共交通の整備に向けた取組を行う。
甲の役割	甲は、乙及び関係機関と連携し、圏域内の交通ネットワーク等の維持、整備等に必要な事業及び支援を行う。
乙の役割	乙は、甲及び関係機関と連携し、圏域内の交通ネットワーク等の維持、整備等に必要な事業及び支援を行う。

## 2 ICTインフラ整備

### (1) 情報政策の推進

取組内容	デジタル化及びオンライン化の推進、費用低減、サービス品質向上等を図るため、甲及び乙が連携して事業に取り組む。
甲の役割	甲は、乙及び関係機関と連携し、情報システム及びネットワークの構築並びに運用に必要な情報共有及び支援を行う。
乙の役割	乙は、甲及び関係機関と連携し、情報システム及びネットワークの構築並びに運用に必要な情報共有及び支援を行う。

#### 別表第3（第3条関係）

#### 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

### 1 人材育成

#### (1) 圏域市町村職員等の研修の共同実施

取組内容	職員の人的ネットワークの構築及び政策課題への対応力を高めるため、研修を共同実施することにより、能力向上及び職員間の交流促進を図る。
甲の役割	甲は、乙と連携し、職員の能力向上及び職員間交流を図るため、職員研修等を共同で行う。
乙の役割	乙は、甲と連携し、職員の能力向上及び職員間交流を図るため、職員研修等を共同で行う。